

12月 市議会定例会

図書館の改築費に準備

今年度予算は 五十億の大台 一般会計補正予算に一億七千万

一般会計補正予算は、一億七千三百七十八万四千円が認められ、今年度の歳入歳出総額は、五十億五千三百五十七千円と、初めて五十億の大台にのりました。

今回の補正予算は、来年度から計画している図書館の改築に伴う基金への積立てのほか、へき地・公認保育所を含めた職員給与の改定に伴うものが主なものとされました。

〇：へき地、公認、私立保育所事業の運営経費を追加し、

〇：市内の各所で農道整備を進めています。工事費の不足

〇：稲作のための土づくり事業(地力培養団地形成促進事業)に補助金を追加しました。

〇：市内の各所で農道整備を進めています。工事費の不足

ご利用ください 振替納税 手数料はぶけて便利です

市民のみならず、市税の口座振替による納入方法をご存知でしょうか。

この方法は、納税のために市役所あるいは銀行・農協などにわざわざ足を運ばなくても、電話料や水道料と同じように、あなたの預金口座から自動的に振替えて納税できる

自動的に振替えて納税できる大変便利な制度です。つまりこの制度に加入されますと、あなたの直接指定される金融機関・市役所から納税額が通知されて、納期ごとにキチンと納められるしくみで、納付された後の領収書は最終納期

が終わってから、納税者としてのあなたの元へ届けられます。早速お申込みご利用のうえ、ことしも市税の納入に、一層のご協力を願います。

〇加入申込み：期限はなくいつでも申込みできます。〇申込み先：口座をお持ちの市内の銀行または農協です。〇窓口へ行って、市税の口座振替えをしたい、むねをお話しください。なお、そのさいは口座にご利用の印かんをご持

参ってください。〇口座振替えのできるもの：市・県民税、固定資産税、軽自動車税などです。このほかには、水道料や国保料、国民年金保険料といった納入などにも利用されています。なお、いったん加入申込みをされますと、解約または変更の申し出のあるまでそのまま何年でも継続されます。いつでも解約することができます。ぜひご利用ください。

土地を売ると税金は？

「土地や建物などを売った場合、税金はどれほどかかるか」という質問がよく税務課に持込まれます。今号は、このような場合の「譲渡課税」について説明しましょう。

長期と短期の2種類が…

土地や建物を買ったときは、まず、その資産を持っていた期間に応じて、「長期譲渡」と「短期譲渡」の二つの所得に分かれます。「長期譲渡」になるのは、昭和43年12月31日以前から持っていた土地や建物を買った場合です。「短期譲渡」は、昭和44年1月1日以降に買った土地や建物を買った場合です。

課税の対象となる譲渡所得(課税譲渡所得)は、譲渡による収入金額(譲渡価額)から、①譲渡資産の取得費 ②譲渡費用 ③特別控除額を差引いた金額で、これを図に表わすと、右上のようになります。

2,000万円までは分離課税

土地や建物などを譲渡した所得に対する税金は、2,000万円までは他の所得と分離して課税されることになっています。2,000万円を超えときは、他の所得と合算され、所得が多くれば税金も多くなる累進課税方法で計算されます。

「長期譲渡所得」と「短期譲渡所得」の税金の計算過程を図で示すと、右のようになります。

取得費 売った土地や建物を買入れたときの購入代金や購入手数料です。実際の取得費がわからないときは、譲渡価額の5%を取得費とします。

譲渡費用 土地や建物を買うために直接支出した費用で、次のようなものです。①仲介手数料 ②測量費用 ③立退料 ④建物をこわして土地を売ったときの取りこわし費用

特別控除額 (ふつうの譲渡の場合)

長期譲渡所得……………100万円 短期譲渡所得……………0

(特別の譲渡の場合)

①自分が住んでいる家とその敷地を売った場合……………3,000万円 ②取用などにより売ったとき……………3,000万円 ③特定土地区画整理事業などに売ったとき……………2,000万円 ④特定住宅地造成事業などに売ったとき……………1,500万円 ⑤農地保有の合理化のために売ったとき……………500万円

お買物、ご用命は市内で

スーツに コート スラックス 男の服 つちだ レディースMini 本町2丁目 ☎(4) 0648・(4) 0658

譲渡価額 課税譲渡所得 長期譲渡所得の税金の計算 課税譲渡所得が2000万円までのとき 課税譲渡所得が2000万円を超えるとき 短期譲渡所得の税金の計算 ①と②のどちらが多い額 長期譲渡所得について例題で説明すると次のようになります。

課税譲渡所得が2,000万円までのとき 譲渡価格……………500万円 譲渡費用……………30万円 資産取得費……………150万円 その他課税所得……………0 税金の計算 (500万円)-(150万円+30万円)-(100万円) × 20% (所) = 440,000円…所得税 6% (住) 132,000円…住民税 税金合計額 572,000円

課税譲渡所得が2,000万円を超えるとき 譲渡価格……………4,000万円 譲渡費用……………100万円 資産取得費……………500万円 その他課税所得……………0 税金の計算 この場合の税金は、所得税分と住民税分と合わせて11,822,500円となりますが、計算は複雑になるので省略します。

お買物、ご用命は市内で

カビ・ジメジメ一掃 除湿機 いま 特売中 新町2丁目 田村電機商会 TEL 2-0653

御婚礼写真 文部省認可・日本写真文化協会・A級認定写真師 写真のことならスタジオサカヅメにおまかせ下さい スタジオサカヅメ 新津市本町4丁目5-6 TEL(代)2-0045

新春のすがすがしき…オフホワイト 奥様らしい上品な…ピンク 御卒業・御入学の式服はお早めに (有) きくら洋装店 本町3 TEL 2-1495